



平成23年度 予算編成方針説明会

平成22年11月16日
西原町企画財政課

○説明内容

1. 国の動向
2. 本町の財政状況
3. 平成23年度の収支見通し
4. 留意事項



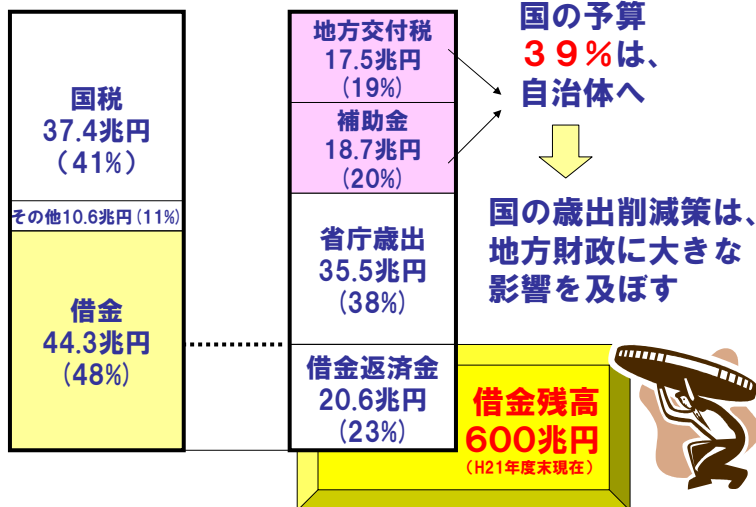
1. 国の動向



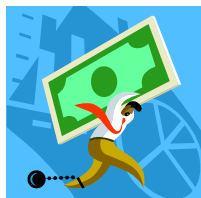
国の予算(H22年度当初)

歳入 (約92.3兆円)

歳出 (約92.3兆円)



国の借金残高H21末 **600兆円程度**
H22年度末には、**637兆円の見こみ**



(家計に例えると年収480万円の世帯で
5,880万円の借金を抱えていて、さらに
今年444万円の借金を予定している状態)

西原町の借金残高H21 ※**103億円**

(残高を人口で割り、町民1人当たりの町の借金残高30万円、
類似団体H20平均31万円)

※上水道・下水道の残高を加えると、町全体では **144億円**



国の予算編成方針

～総予算の組替えて元気な日本を復活させる～

「ムダづかいの根絶や不要不急な事業の大胆
な見直しにより、新たな政策・効果の高い政策
に重点配分する財源を確保するため、要求段
階から総予算の組替えを徹底的に取り組む」

「平成23年度予算概算要求組替え基準(閣議決定)」

23年度地方財政全体の見通し

(総務省8月仮試算)

- 地方税 **1.3%増**
- 地方交付税 **0.2%減**
- 一般財源総額は **前年度並**
- 歳出は、社会保障費で増となる分、給与関係経費が**2.4%減**、投資的経費が**0.5%減**、総額は、82.4兆円(前年度82.1兆円)



23年度地方財政の課題

- 社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を踏まえ、公務員人件費、地方公会計等の改革を進め、財政健全化を促進
- 地域主権改革の推進
- 地方消費税の充実など、税収が安定的な地方税体系を構築
- 「ひも付き補助金」を廃止し、地方が自由に使える一括交付金へ etc....

2. 本町の 財政状況



財政指標(県内41市町村中)

	20年度	21年度
・ 財政力指数……………	4位 (0.62)	→ 0.61
・ 経常収支比率……………	18位 (87.6)	→ 88.5
・ 実質公債費比率………	10位 (10.9)	→ 10.5

※財政指標は、県内でもいい方だが
現在抱えている事業も多い。



今後計画されている主な事業



- 庁舎等複合施設建設(37億円)
- 西地区区画整理事業(102億円)
- 退職手当特別負担金
(今後5年間で、33人／1億8千万円)
- 国保特会への基準外繰出し
現在の国保の累積赤字額が8億円

基金残高(21年度末)



財源不足を補てんする基金
(財政調整基金、減債基金)

7億3,000万円

その他目的基金
(庁舎建設、福祉基金など)

(20年度末 5億4,000万円)

10億7,000万円

合 計

18億円

(20年度末 15億7,000万円)

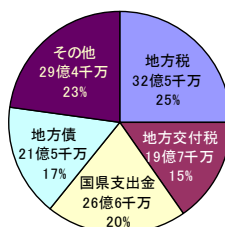
庁舎建設費 **△6億2,700万円**

3. 平成23年度 本町の収支見通し



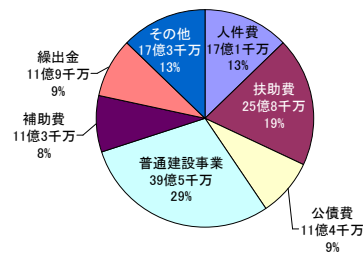
歳入 129億7,000万円

- 町税は伸び率を勧案し、1億円(3.2%)**増**
- 地方交付税400万円(0.2%)**減**
- 臨時財政対策債は1,800万円(2.8%)**減**



歳出 134億3,000万円

- 扶助費で1億2,300万円(5%)**増**
- 公債費で2,200万円(2%)**増**
- 普通建設事業費で**21億2,800万円**
(117%)**増**



平成23年度当初予算概算見込み



歳入 129億7,000万円

— 歳出 134億3,000万円

合計 **△4億6,000万円**



平成23年度以降も、庁舎建設や西地区区画整理事業等、多額の経費を要する事業も進んでいくことから、**今後も厳しい財政運営が続くものと予想される。**

4. 留意事項

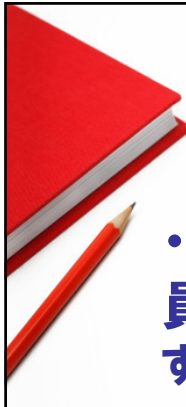


1) 財源の確保

- 手数料、使用料等の額の見直し
- 町税、給食費、保育料等の更なる徴収体制の強化

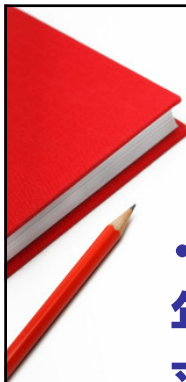
H21 滞納繰越額

3億5,000万円



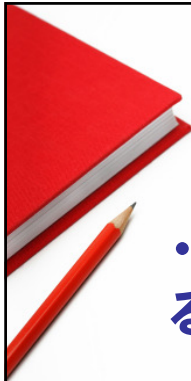
2)人件費の要求基準

- ・ 平成22年11月1日現在の現員を計上(総務課資料に基づき入力すること)
- ・ 時間外勤務手当は、平成22年11月1日現在における予算現額以下を計上すること。



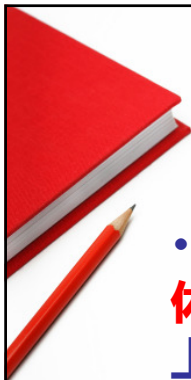
3)経常的経費の要求基準

- ・ 経常的経費については、22年度当初予算計上額以下で要求すること。



4)投資的経費の要求基準

- ・ 事務事業表に基づき計上すること。
- ・ 単独事業については、優先順位をつけ調整できるようにしておくこと。



5)廃止及び見直しの事務事業

- ・ 事務事業評価の結果、「**廃止・休止**」と確認した事務事業は、計上しないこと。
- ・ 「**縮小・見直し**」となった事務事業についても予算に反映すること。



6)負担金補助金の見直し

- ・ 負担金は町村会等の決定通知に基づき計上すること。
- ・ 各種団体補助金は、「**西原町補助金の交付に関する規則**」の交付基準に基づき計上すること。



7)特別会計及び公営企業会計

- ・ 一般会計に準じて要求すること。
- ・ 20年度決算から、特別会計等を含めた町全体の会計に対し、**財政健全化法**が適用されていることから、引き続き財政の健全化に向けて努力すること。



8)財務会計システム入力及び提出書類

- ・ 課内ヒアリングを実施し、別紙2「課内ヒアリング調書」を提出すること。
- ・ 予算要求書の説明名称及び積算根拠欄には、別紙3「財務会計システム入力における留意事項」を参考に記入すること。
- ・ 補助事業に関しては、「事業費明細書」を提出すること。



9)要求及び根拠資料提出期限

平成22年

12月6日(月)

までとする。



**その他、追加方針等
については、随時通
知いたします。**

